

参 考 資 料

第 9 2 6 回定例会（令和 8 年 3 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 議案第 1 号
青森県文化財保存活用大綱の改訂について P 2 ~P 3
- 議案第 3 号
青森県文化財保護審議会委員の人事について P 4 ~P 5
- 議案第 4 号
青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について P 6 ~P 7
- 議案第 6 号
青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する
規則を廃止する規則案について P 8 ~P16
- 議案第 8 号
県重宝の指定について P17~P22
- 議案第 9 号
県立特別支援学校の校名変更について P23~P24
- その他
青森県立学校入学者選抜WEB出願について P25~P26

令和7年度2月補正予算（第6号）の要求状況について

補正予算要求額 △934, 117千円

◎要求の主なもの

○人件費分 712, 229千円

教育行政費	△15, 895千円	
教育指導費	△565千円	
小学校費	218, 356千円	
中学校費	369, 348千円	
高等学校総務費	154, 010千円	
高等学校管理費	△4, 449千円	
特別支援学校費	21, 178千円	
社会教育振興費	△18, 062千円	
文化財保護費	△3, 273千円	
三内丸山遺跡センター費	△5, 171千円	
保健給食振興費	△2, 111千円	
体育振興費	△1, 137千円	
○事務局等分		△50, 663千円
○学 校 分		762, 892千円
精査による給与費の増減調整		

○人件費以外分 △1, 646, 346千円

現年発生教育施設災害復旧費ほか6目	181, 676千円
○令和7年12月青森県東方沖地震対策等に要する経費	
現年発生教育施設災害復旧費	149, 953千円
財産管理費	4, 343千円
高等学校管理費	3, 230千円
教育振興費	8, 563千円
特別支援学校費	217千円
社会教育振興費	11, 440千円
文化財保護費	3, 930千円
教育委員会費ほか21目	△1, 818, 022千円
○事業費の精査	

青森県文化財保存活用大綱の改訂について

1 大綱の概要

青森県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）は、平成31年の文化財保護法の改正を受けて、県の基本計画に基づき、本県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的に、令和2年3月に策定したものです。

主な内容は以下のとおり。

序 章	大綱策定の背景と目的、大綱の位置付け
第1章	青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針 本県の特徴（気候・風土、歴史概要）や文化財の特徴を紹介するとともに、本県の文化財の保存・活用について、課題や求められる施策等を踏まえた今後の目指すべき方向性や将来像など、基本的な方針について記載。
第2章	文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 第1章でまとめた基本的な方針に基づき、文化財の保存・活用について、県が主体となって行う各種の取組について記載。
第3章	各市町村への支援方針 市町村の現状と課題を踏まえ、県の役割を示すとともに、市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援の方針等について記載。
第4章	防災・防犯・災害発生時の対応 災害に備えた県の危機管理体制や、レスキュー活動など災害発生時における対応、日常的な防災・防犯に関する取組等について記載。
第5章	文化財の保存・活用の推進体制 文化財担当部局や関係部局の体制、文化財保護審議会等の関係機関の設置状況、今後の体制整備の方針等について記載。
付属 資料	①国・県指定等文化財一覧 ②青森県文化財調査報告書一覧（主なもの） ③青森県埋蔵文化財調査報告書一覧 ④青森県立郷土館調査報告書等一覧 ⑤青森県史一覧

2 改訂の概要

（1）経緯

本大綱は、県の基本計画等が見直された際は、随時必要な見直しを図るものとして整理されていることから、令和5年12月に青森県基本計画（計画期間：令

和6年度から令和10年度)が策定されたことを契機に、関係法令の改正等を踏まえて見直すこととした。

なお、この基本計画と、その目指す姿を実現するための個別計画である「青森県教育施策の大綱」と「アクションプラン(実施計画)」(青森県教育振興基本計画)、また、これらを踏まえた「青森県教育施策の方針」及び「文化財保護行政の方針と重点」では、文化財の保存や活用に関する本県の基本的な方向性を変更していないため、本大綱においても基本的な方向性に係る部分は変更せず、関係法令等や改正等に合わせて内容を整理し更新することとする。

(2) 基本的な考え方及び主な内容

- ① 青森県基本計画、青森県教育振興基本計画等との整合
 - ・ 新たな基本計画の記載、青森県教育振興基本計画等との位置付けや文言等の修正
 - ・ 文化財の活用の項目に「地域の多様な主体と連携・協力」「地域活性化に寄与する取組について検討」を明記
 - ・ 地域防災計画(令和7年3月修正)の引用条項の修正
- ② 文化財保護法(令和3年改正)、博物館法(令和4年改正)との整合
 - ・ 第1章の注釈4に、登録制度の対象が無形文化財及び無形民俗文化財にも拡大された旨を追加
 - ・ 第2章の注釈1を、地方公共団体の登録制度が文化財保護法に規定された旨に修正
- ③ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に係る記載等の修正
 - ・ 世界遺産に登録された旨を記載
 - ・ 登録に向けた取組を削除し、世界遺産として価値の保全や活用に係る取組を記載
- ④ その他所要の修正

青森県文化財保護審議会委員人事案

担当分野	現在の委員（令和6年4月9日～令和8年4月8日）			委員候補者（令和8年4月9日～令和10年4月8日）			付記	
	氏名	住所	所属	委嘱年	氏名	住所		所属
1	岡田 俊治	黒石市	県立弘前工業高等学校 臨時講師	平成 28				再任
	斎藤 政人	南部町	アレック情報ビジネス学院 建築科非常勤講師	平成 30				
2	佐々木 あすか	弘前市	弘前大学人文社会科学部助教	令和 6				新任
3	山田 泰子	八戸市	元八戸市美術館美術専門監	平成 30				再任
	上條 信彦	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	令和 4				
4	瀧本 壽史	平川市	弘前大学教育推進機構 キャリアセンター一特任教授	令和 4	大谷 伸治	弘前市	弘前大学教育学部講師	新任
	藤田 俊雄	八戸市	元八戸市立図書館長	平成 24				
5	下田 雄次	弘前市	弘前大学非常勤講師	令和 2				再任
	葉山 茂	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	令和 4				
6	村中 健大	十和田市	青森県民俗の会員	令和 6				再任
	岡田 康博	弘前市	三内丸山遺跡センター顧問	令和 4				
7	兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園代表	平成 30				再任
	小倉 匡俊	十和田市	北里大学獣医学部准教授	令和 7				
8	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部 准教授	平成 30				再任
	小形 浩子	平内町	元青森市立原別小学校長	令和 5				

青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

（地方文化財保護審議会）

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 （略）

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

青森県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月青森県条例第 44 号）

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）第 190 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

2 （略）

（委嘱又は任命）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員人事案

現在の委員 (令和6年5月13日～令和8年5月12日)		委員候補者 (令和8年5月13日～令和10年5月12日)						
担当分野	氏名	住所	職業	委嘱年	氏名	住所	職業	付記
刀剣	杉本 孝 <small>すぎもと たかし</small>	八戸市	テイエス(株) 代表取締役	平成 22				再任
	竹内 正光 <small>たけうち まさみつ</small>	五所川原市	無職	平成 28				再任
	細越 敬喜 <small>ほそごえ ひろき</small>	八戸市	日本刀研磨業(自営)	平成 28				再任
	山内 正勝 <small>やまうち まさかつ</small>	田舎館村	無職	平成 30	小玉 吉樹 <small>こだま よしき</small>	青森市	県立五所川原農林高等学校 教諭	新任
銃砲								欠員

参 考 資 料
議案第4号関係

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員 関係法令（抜粋）

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年 3 月 10 日法律第 6 号） （登録）

- 第 14 条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。
- 2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。
- 3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。
- 4～5（略）

○銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年 3 月 10 日文化財保護委員会規則第 1 号） （登録審査委員）

- 第 2 条 法第 14 条第 3 項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

○青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則（平成 12 年 3 月 15 日青森県教育委員会規則第 10 号） （任命等）

- 第 2 条 審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。
- 2 審査委員の定数は、5 人とする。
- 3 審査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教育委員会は、特別の事由があるときは、審査委員を免ずることができる。

○青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の候補者資格基準要項（平成 12 年 4 月 28 日）

- 1 銃砲刀剣類に関し、専門的な知識・経験を有する者
- 2 美術商・古美術商その他銃砲又は刀剣類の売買仲買等を営んでいない者
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法に違反していない者及び同法に関連する係争に関係していない者
- 4 原則として、満 80 歳以下の者

○青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

平成十二年三月三十一日

青森県教育委員会規則第十三号

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則をここに公布する。

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年四月青森県教育委員会規則第五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。)第一条に規定する公益信託(以下「公益信託」という。)の引受けの許可及び監督については、法その他の法令及び青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例(平成十二年三月青森県条例第九十一号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平二〇教委規則七・一部改正)

(引受けの許可の申請に係る添付書類)

第二条 条例第二条第八号に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 信託財産に属する財産となるべき財産の権利及び価格を証明する書類
- 二 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の履歴書(法人にあっては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの)
- 三 信託管理人となるべき者の履歴書(法人にあっては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの)及び就任承諾書
- 四 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)の構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書
- 五 その他教育委員会が特に必要と認める書類

(平二〇教委規則七・一部改正)

(財産の移転の報告)

第三条 引受けを許可された受託者は、遅滞なく条例第二条第三号に掲げる書類に記載された信託財産に属する財産となるべき財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、これを証明する登記所、銀行等の書類及び信託行為の謄本を添えてその旨を教育委員会に

報告しなければならない。

(平二〇教委規則七・一部改正)

(公告)

第四条 受託者は、条例第三条第一号に掲げる書類を提出した後、遅滞なく、前信託事務年度（信託事務年度の定めがない信託にあっては、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。以下同じ。）の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(平二〇教委規則七・一部改正)

(信託の変更に係る添付書類)

第五条 条例第五条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 信託の変更案を記載した書類

二 信託の変更部分に係る新旧対照表

2 条例第五条に規定する信託の変更が、当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(平二〇教委規則七・一部改正)

(信託の変更の許可の申請に係る添付書類)

第六条 条例第六条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 信託の変更を必要とする事由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法（平成十八年法律第百八号）の規定（同法第百四十九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類

三 信託の変更案を記載した書類

四 信託の変更部分に係る新旧対照表

2 条例第六条に規定する信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(平二〇教委規則七・追加)

(信託の併合の許可の申請)

第七条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の併合を必要とする事由を記載した書類

二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第一百五十一条第三項の別段の定めが

ある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の併合後の信託行為

四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 条例第二条第三号、第四号、第六号及び第七号並びに第二条第一号及び第三号から第五号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、条例第二条第四号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(平二〇教委規則七・追加)

(吸収信託分割の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 吸収信託分割を必要とする事由を記載した書類

二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 吸収信託分割後の信託行為

四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(平二〇教委規則七・追加)

(新規信託分割の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする事由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 条例第二条第三号、第四号、第六号及び第七号並びに第二条第一号及び第三号から第五号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、条例第二条第四号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(平二〇教委規則七・追加)

(受託者の辞任の許可の申請に係る添付書類)

第十条 条例第七条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・旧第六条線下・一部改正)

(検査役の選任の請求)

第十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する事由を記載した書類
- 二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・追加)

(受託者の解任の請求)

第十二条 受託者若しくはその相続人又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・旧第七条線下・一部改正)

(新受託者の選任の請求に係る添付書類)

第十三条 条例第八条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 任務終了の事由を記載した書類
- 二 新受託者となるべき者に係る第二条第二号に掲げる書類及び就任承諾書

(平二〇教委規則七・旧第八条線下・一部改正)

(信託財産管理命令の請求)

第十四条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

- 二 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類
- 三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・追加)

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十五条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする事由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(平二〇教委規則七・追加)

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十六条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(平二〇教委規則七・追加)

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十七条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(平二〇教委規則七・追加)

(信託財産法人管理命令の請求)

第十八条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理命令を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 二 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- 三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・追加)

(信託管理人の選任の請求)

第十九条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 選任を請求する事由を記載した書類
- 二 条例第二条第六号に掲げる書類
- 三 第二条第三号に掲げる書類

(平二〇教委規則七・旧第九条線下・一部改正)

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・追加)

(信託管理人の解任の請求)

第二十一条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同

法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 解任を請求する事由を記載した書類
- 二 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(平二〇教委規則七・追加)

(新信託管理人の選任の請求)

第二十二條 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 二 条例第二条第六号に掲げる書類
- 三 第二条第三号に掲げる書類

(平二〇教委規則七・追加)

(信託の終了の請求)

第二十三條 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 三 残余財産の処分の見込みに関する書類

(平二〇教委規則七・追加)

(諸届出に係る添付書類)

第二十四條 条例第九条第二号に掲げる事項に係る同条の規定による届出が新たに就任する信託管理人に係るものであるときは、第二条第三号に掲げる書類を添えなければならない。

2 条例第九条第三号に掲げる事項に係る同条の規定による届出が新たに就任する運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第二条第四号に掲げる書類を添えなければならない。

(平二〇教委規則七・旧第十一条繰下)

(書類、帳簿等の備付け)

第二十五条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類、帳簿等を備え付けておかなければならない。

- 一 条例第十条第一号から第三号までに掲げる書類
- 二 受託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの）
- 三 許可、届出等に関する書類
- 四 資産及び負債の状況を示す書類
- 五 その他必要な書類、帳簿等

2 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次の各号に掲げる書類、帳簿等を毎事業年度開始後三月以内に備え付け、当該各号に定める期間、備え付けておかなければならない。

- 一 条例第十条第四号に掲げる書類 備え付けた日から五年間
- 二 条例第十条第五号に掲げる書類 備え付けた日から一年間
- 三 条例第十条第六号に掲げる書類、帳簿等 備え付けた日から十年間

3 受託者は、その信託事務を行う事務所に、教育委員会が特に必要と認める書類、帳簿等を教育委員会が定めるところにより、備え付けておかなければならない。

（平二〇教委規則七・旧第十二条繰下）

（公益信託終了の報告）

第二十六条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、信託の終了事由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

（平二〇教委規則七・追加）

（清算終了の報告に係る添付書類）

第二十七条 条例第十一条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- 二 信託の清算終了時における財産目録
- 三 残余財産の処分に関する書類

（平二〇教委規則七・追加）

（施行事項）

第二十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

（平二〇教委規則七・旧第十五条繰下）

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

県重宝（建造物）の指定について

- | | | |
|---|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（建造物） |
| 2 | 名称 | きゅうせいきづくりちゅうがっこうこうどう
旧制木造中学校講堂 |
| 3 | 員数 | 1棟 |
| 4 | 所在地 | つがる市木造若緑52-1 |
| 5 | 所有者 | つがる市 |
| 6 | 建築年代 | 昭和4（1929）年 |
| 7 | 構造及び形式 | |
| | (1) 建築形式 | 木造モルタル平屋建。南西面に奉置所（天皇、皇后両陛下の御真影、教育勅語を保管する場所）が付く。 |
| | (2) 屋根形式 | 主体部は半切妻屋根（カラー鋼板丸瓦棒一文字葺）
奉置所は寄棟屋根 |
| | (3) 構造形式 | 木造軸組構法。小屋組は主体部がスパン八間のキングポストトラスを一間間隔に配置する洋小屋で、奉置所部分は和小屋とする。桁行・梁間壁面に控壁を備える。 |
| | (4) 規 模 | 延床面積 332.896㎡（100.877坪）（奉置所含む）
桁 行 21.840m（奉置所除く）
梁 間 14.560m
軒 高 4.890m
棟 高 10.150m |
| | (5) 意 匠 | 屋根は棟に箱棟を置き、両端に角錐の上に球体を載せた棟飾が付く。梁間・桁行両方向に控壁を設け、外壁の腰壁及び上部の小壁をドイツ壁仕上げとする。 |
| 8 | 由緒及び沿革 | |
| | | 明治35（1902）年に県下4番目の旧制中学校として設立された県立第四中学校を前身とする県立木造中学校は、旧木造町の中心地に昭和2（1927）年に開校するが、それに伴い校舎等も順次整備され、2年後の昭和4（1929）年に講堂が完成している。 |

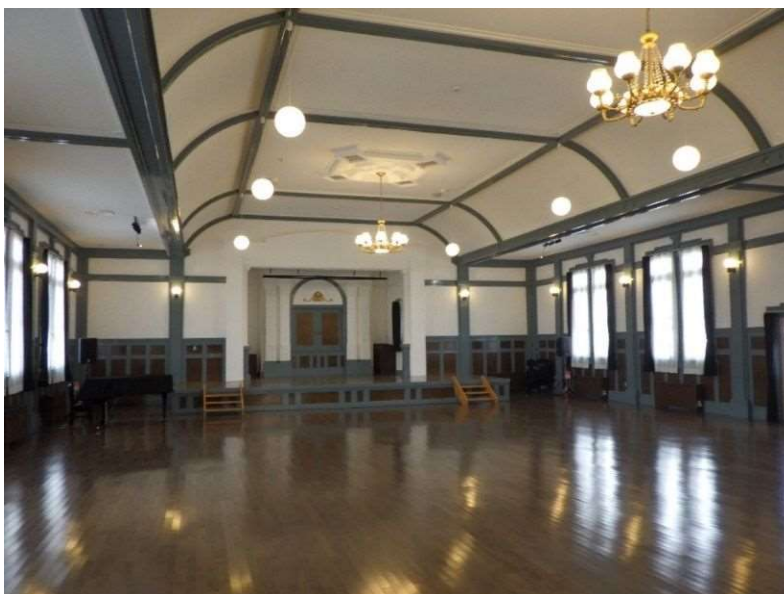
9 現況

昭和22（1947）年の学制改革に伴い昭和23（1948）年に、青森県立木造中学校は青森県立木造高等学校へ改称となったが、昭和4（1929）年に完成した講堂を含めた校舎はそのまま使用されていた。昭和47（1972）年の新校舎移転に伴い旧校舎の一部は移築転用され、商業科校舎、体育館及び講堂は木造町に譲渡された。講堂は旧校地の一角に建築された木造町中央公民館の一施設として活用され、平成4（1992）年には木造町の有形文化財に指定されている。

以降平成27（2015）年まで使用されていたが、老朽化が進行したため、平成29（2017）年に講堂の解体保存を実施し、翌年よりつがる市生涯学習交流センターに隣接する敷地に移築復元工事を進め、令和2（2020）年に完了している。現在はつがる市生涯学習交流センターと連絡通路で接続されており、市民の交流の場として活用されている。

10 指定事由

昭和初期に建築され、奉置所が設置された旧制中学校講堂は、県内に現存する類例がなく、当時の学校建築の典型例として貴重であることから、県重宝として指定に値する。



県重宝（歴史資料）の指定について

- 1 文化財の種別 県重宝（歴史資料）
- 2 名称 ひろさきはんちょうにっき
弘前藩庁日記
- 3 員数 4, 536冊
- 4 所在地 弘前市大字下白銀町2-1
- 5 所有者 弘前市
- 6 構造及び形式 紙本、墨書、和綴、豎帳

7 由緒及び沿革

弘前藩庁日記は、弘前城中での記録である「国日記」と江戸上屋敷での記録である「江戸日記」で構成され、藩の各部署から日々上げられてくる多種多様な内容の史料を日記方が検討・協議の上で記事を確定して記録した編集日記であり、約200年の弘前藩政が忠実に記録されている。

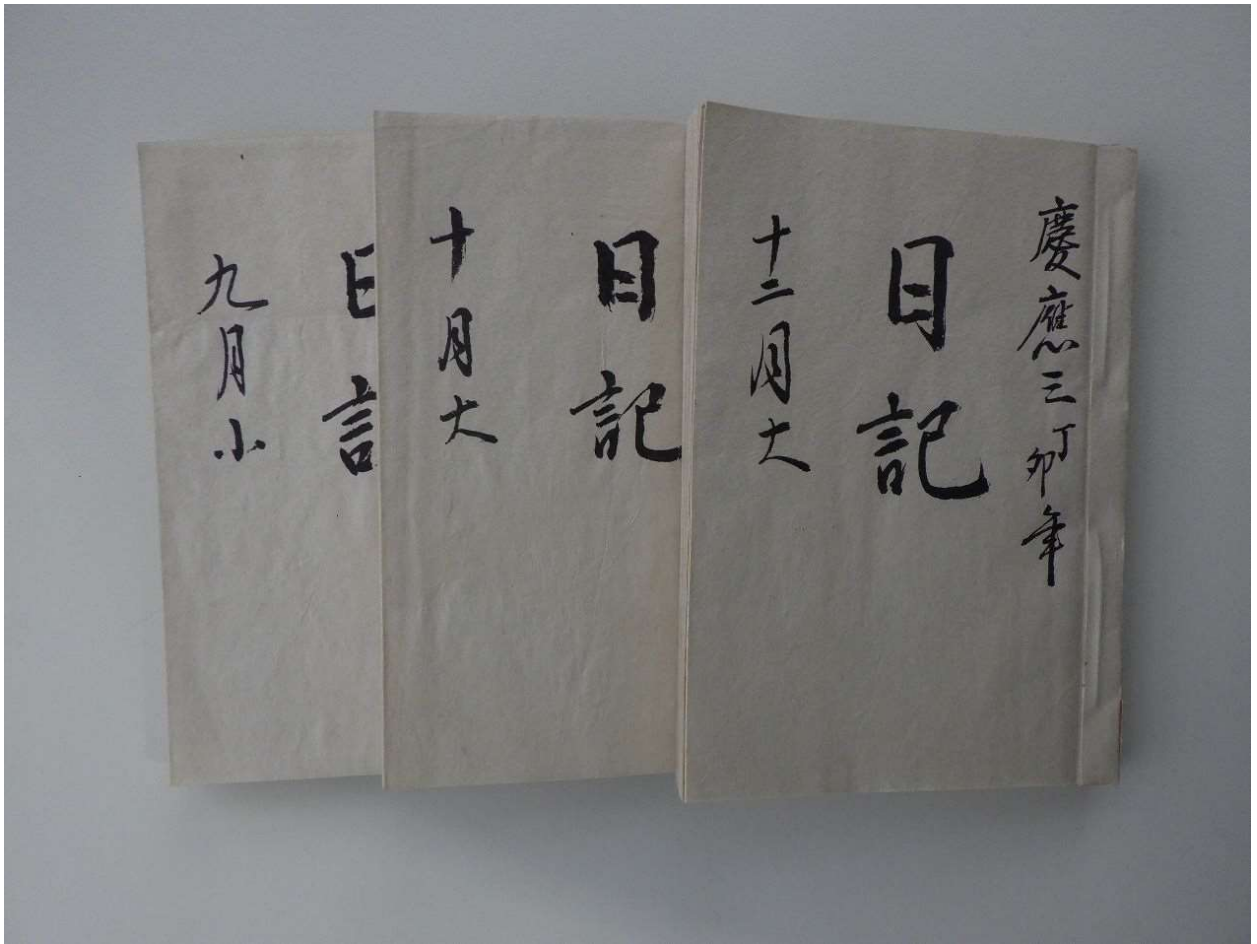
「国日記」では月番役人の記載、月日と天候、公的行事、藩主家の吉凶禍福、幕府・朝廷や他藩とのやりとり、蝦夷地警備をはじめとする幕府勤役、藩財政、藩士・百姓・町人の身分に関わる事項や賞罰・訴訟、各方面からの届出・願出・通達、江戸からの連絡・情報、村方・町方・寺社の状況や支配、冷害・地震・火災・洪水・獣害などの災害やその対応など多岐に及んでいる。藩政史料ではあるが、民衆の生活や動向までも見て取れる。「江戸日記」も同様であり、藩主の公的動静、参勤、人事、江戸情報など、多岐にわたっての日々の動向や国元への連絡事項等が記載されている。

8 現況

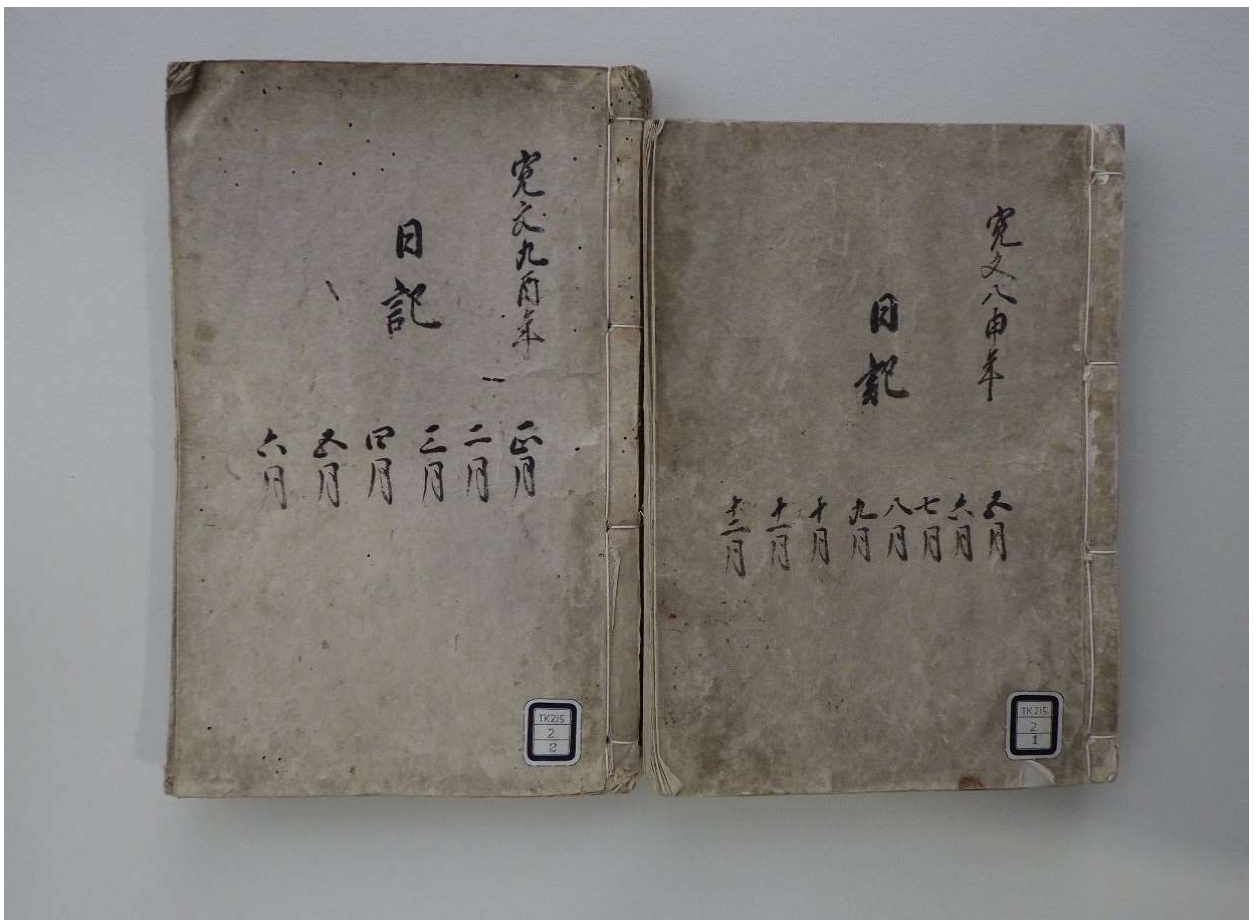
弘前市立弘前図書館の空調が整備された収蔵庫で保管され、年代順に整理されている。一部に虫損、欠損があり、判読が困難な箇所もあるが、保存状態は良好である。

9 指定事由

弘前藩政が忠実に記録された史料として貴重であることから、県重宝として指定に値する。



(国日記の一部)



(江戸日記の一部)

県重宝（歴史資料）の指定について

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 文化財の種別 | 県重宝（歴史資料） |
| 2 | 名称 | <small>はちのへはんにつき</small>
八戸藩日記 |
| 3 | 員数 | 6 1 3 冊 |
| 4 | 所在地 | 八戸市大字糠塚字下道 2 - 1 |
| 5 | 所有者 | 八戸市 |
| 6 | 構造及び形式 | 紙本、墨書、和綴、豎帳 |
| 7 | 由緒及び沿革 | |

八戸藩日記は、八戸城中での記録である「目付所日記」、「勘定所日記」、「用人所日記」と江戸上屋敷での記録である「江戸用人所日記」で構成され、藩政初期から明治初期まで藩内の政治、経済、社会、宗教などあらゆる出来事を記録したものであり、記録は領内の人口統計や馬の総数などの外、凶作、飢饉、百姓一揆等にも及んでいる。

各日記の概要は、以下のとおり。

(1) 目付所日記（271冊）

藩の監察職（監察部門）として家老に種々意見を具申する目付役が主管する役所の日記で、藩士の任免・服務・賞罰などの人事、領内の治安維持、裁判、産業経済の事情、領民の訴願の処理、事件事故、年中行事、その他の出来事などが記録されている。

(2) 勘定所日記（120冊）

藩の勘定頭（財政部門）が主管する役所の日記で、勘定所所属の役付の任免、年貢諸役などの財政問題、各種営業許可と入札、生産物と商取引、産業経済裁判、年中行事、その日の出来事などが記録されている。

(3) 用人所日記（161冊）

藩主側近の御用人（家政部門）が主管する役所の日記で、藩主の動向及び身辺の金銭・物品の保管出納、武器・武具の保管、年中行事、その日の出来事などが記録されている。

(4) 江戸用人所日記（61冊）

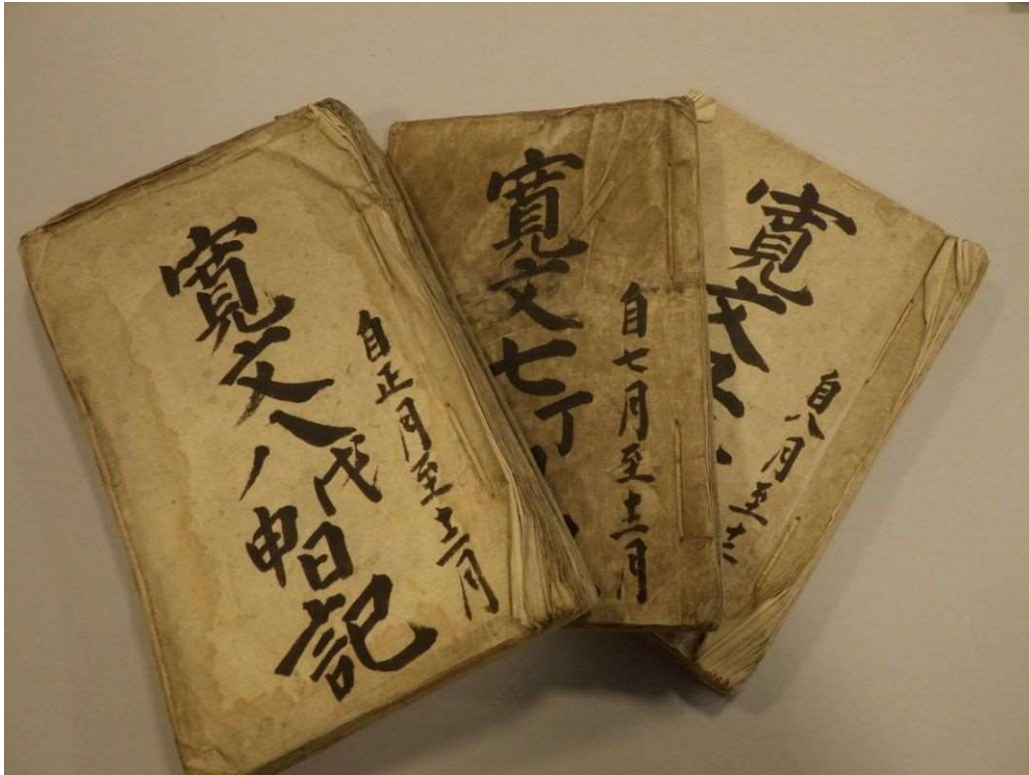
江戸上屋敷の御用人所の日記で、幕府、諸藩との関係などが記録されている。

8 現況

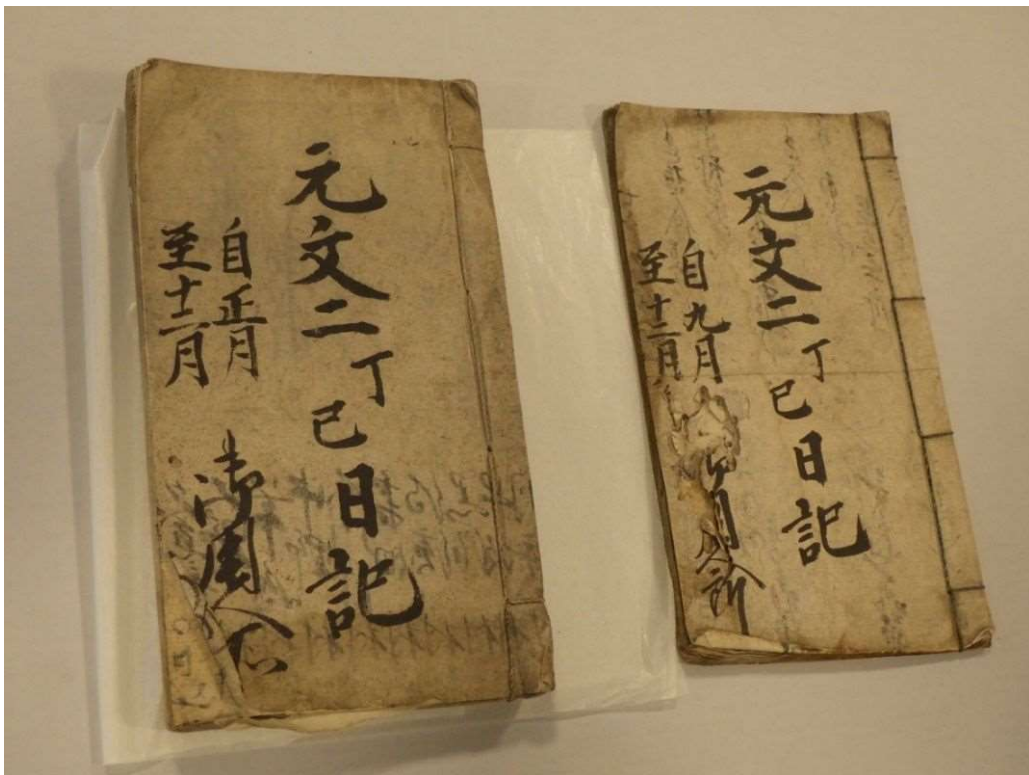
八戸市立図書館の空調が整備された古文書庫で保管され、年代順に整理されている。一部には虫損、欠損、焼損があり、判読が困難な箇所もあるが、保存状態は良好である。平成10（1998）年に八戸市の有形文化財に指定されている。

9 指定事由

八戸藩の歴史を究明する上で貴重であることから、県重宝として指定に値する。



(目付所日記の一部)



(用人所日記の一部)

県立特別支援学校の校名変更について

令和8年度から当面分教室を設置する予定の「青森市内の校名に第一・第二を含む県立特別支援学校」及び既に支援学校としている「県立八戸高等支援学校」を除く県立特別支援学校15校の校名について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 「地名」＋「養護学校」

これまでの校名である地名を生かしつつ、「支援学校」へ変更する。

現校名	新校名
青森県立森田養護学校	青森県立森田支援学校
青森県立黒石養護学校	青森県立黒石支援学校
青森県立浪岡養護学校	青森県立浪岡支援学校
青森県立七戸養護学校	青森県立七戸支援学校
青森県立むつ養護学校	青森県立むつ支援学校

【実施時期 令和9年4月1日】

2 青森市以外の「地名」＋「第一・第二」＋「養護学校」

令和7年11月に校名の公募を実施。頂いた意見を踏まえ新校名は以下のとおりとする。

現校名	新校名
青森県立弘前第一養護学校	青森県立弘前いわき支援学校
<p>小中学部は岩木（いわき）山麓、高等部は旧岩木高校に校舎が在り、青森県最高峰である岩木山を仰ぎ見ながら、健やかに伸び育てほしいという願いを込めている。校歌にも「いわき」が歌われている。</p> <p>地域に慣れ親しんだ名称であり、学校のキャラクターである「いわっふるちゃん」との相性も良い。</p>	
青森県立弘前第二養護学校	青森県立弘前さくら支援学校
<p>春には桜（さくら）の花がグラウンドに綺麗に咲き誇る学校である。地域に根ざし、地域に開かれた特別支援学校に成長していくように、桜の名所である弘前を代表する学校名とした。</p> <p>さくらは地域に慣れ親しんだ名称であり、学校のキャラクターである「ひろにん」との相性も良い。</p>	

現校名	新校名
青森県立八戸第一養護学校	青森県立八戸あさひ支援学校
<p>東から昇る「朝日（あさひ）」は一日の始まりをイメージでき、本県及び八戸市の東端に位置する八戸第一養護学校は「あさひ」が早く訪れる。 太陽は輝きや活力が連想できることから、学校名に「あさひ」を入れることで、更に学校や児童生徒が輝く、活力を生み出すイメージを印象付ける。</p>	
青森県立八戸第二養護学校	青森県立八戸きぼう支援学校
<p>「希望（きぼう）」には、実現を望み願うことのほかに、将来に対する期待や明るい見通しといった意味がある。地域や保護者が、児童生徒に対して「障がい乗り越えてたくましく育てほしい」ということを望み願う学校であるとともに、学校生活を通して児童生徒の将来が明るく輝けるものになるように、という願いを込めている。 また児童生徒自身が、自分の人生に対して自信を持ち、希望を持てるようなイメージを印象付ける。</p>	

【実施時期 令和9年4月1日】

3 青森若葉養護学校

「県立青森若葉支援学校」に変更予定であったが、上の2の公募校が「地名」の後をひらがな表記とすることで、県立学校としての統一を図ったことを考慮すると、「県立青森わかば支援学校」も考えられる。

令和8年度に実施予定の有識者を含めた特別支援教育に関する検討会議（以下「検討会議」という。）で検討委員からの意見を聴取し、その結果を踏まえて「若葉」をひらがな表記とすかどうか決定する。

【実施時期 令和9年4月1日】

4 盲学校・聾学校

学校や関係団体から様々な意見が寄せられたところであり、変更をする・しないに関わらず外部の知見も取り入れたうえで慎重に検討する必要があるため、令和8年度の検討会議で検討委員からの意見を聴取し、その結果を踏まえて校名変更をする・しないを決定する。

【実施時期 令和9年4月1日（※変更するとした場合）】

5 今後のスケジュールについて

令和8年9月 県議会9月定例会に青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案を上程
（施行期日：令和9年4月1日）

令和9年4月 新校名での教育活動スタート

中学生のみなさんへ〔※義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む〕

青森県立学校入学者選抜の出願手続きが

令和8年度
実施から

WEB出願 に変わります！

青森県立学校(高等学校、特別支援学校)入学者選抜では、令和9年度入学者選抜(令和8年度実施)から、WEB出願システムを使って出願手続きや合否確認、入学料納付等を行います。受検を希望する中学生のみなさんは、このリーフレットの案内及び各校種の選抜要項に沿って、インターネットに接続できるスマートフォンやパソコンなどを使い、出願手続きをお願いします。

出願に向けての準備

1 準備すること

- インターネットに接続できるスマートフォン、パソコンなどの端末を準備
- 中学校から志願者登録用二次元コードまたはURLを受け取る

2 志願者情報登録

- 二次元コードまたはURLからWEB出願システムにアクセスし、氏名や住所、メールアドレス等の志願者情報を登録
- WEB出願システムへのログイン情報を取得

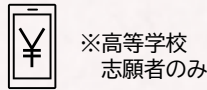
出願手続き

3 出願情報登録



- WEB出願システムにログインし、出願校や学科などの出願情報を入力

4 手数料納付



- クレジット決済、コンビニ支払、ペイジー払込のいずれかで選抜手数料を納付

※高等学校
志願者のみ

5 中学校承認



- 中学校がWEB出願システムにより、志願者情報及び出願情報を確認・承認

6 出願書類提出



- 中学校が調査書等を含む出願書類を提出

中学校の手続き

出願手続き

受検

合否確認

入学手続き

7 受検票受領



- 中学校が印刷した受検票を受領

8 受検



- 出願した学校で受検

9 合否確認



- WEB出願システムで合否確認

10 入学料納付



- 入学料を納付

※高等学校
入学者のみ

※校種別の詳細な手続き方法等については、別途「入学者選抜要項」及び「WEB出願利用マニュアル」を確認してください。

準備すること

出願手続きをWEB上で行いますので、以下の条件を満たす端末を準備して、出願手続きをしてください。

動作環境

WEB出願システムを利用するに当たっては、専用ソフトウェアは必要ありません。
対応ブラウザは、次のとおりです。

[スマートフォン、タブレット] iOS : Apple Safari、Android : Google Chrome
[パソコン] Windows : Microsoft Edge、Google Chrome
Mac OS : Apple Safari、Google Chrome

高等学校入学者選抜について

出願手続き

全日制、定時制、通信制の全課程の出願手続きをWEB出願システムで行います。
※再募集へ出願する場合も、WEB出願システムで出願手続きをしてください。
※通信制の課程の後期入学(9月実施)についてはWEB出願システムを利用しません。

出願書類

出願者本人の希望により「自己申告書」を提出する場合は、電子データで添付し、WEB出願システムで提出できます。

合否確認

選抜結果は、WEB出願システムで確認してください。
※受検した学校での掲示や、学校ホームページ上での発表は行いません。

保有個人情報の提供(得点確認)

出願者本人のみ、WEB出願システムで学力検査の得点を確認できます。

選抜手数料及び入学料

クレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれかで納付できます。

特別支援学校高等部入学者選抜について

出願手続き

普通科、保健医療科及び産業科の出願手続きをWEB出願システムで行います。(※専攻科を除く)

出願書類

受検資格を証明する書類(手帳の写し等)等、提出書類の一部は電子データで添付し、WEB出願システムで提出できます。詳細は、県教育委員会が作成する選抜要項及び各特別支援学校が作成する募集要項を確認してください。

合否確認

選抜結果は、WEB出願システムで確認してください。
※受検した学校での掲示や、学校ホームページ上での発表は行いません。

※県立特別支援学校に出願する場合の選抜手数料、合格後の入学料は不要です。

ヘルプデスクを開設します

WEB出願システムの操作に関することは、ヘルプデスクで受け付けます。ヘルプデスクの開設時期や電話番号等の詳細は、県教育委員会ホームページで確認してください。

なお、出願内容に関することや、選抜要項に関することは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

(高等学校への出願に関わること) 青森県教育庁学校教育課 高等学校指導グループ 017-734-9883
(特別支援学校への出願に関わること) // 特別支援教育推進室 017-734-9882